

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|-------------------------|---|--|-------------------------|--------------------------|---|
| 全体 | — | ・半角、全角が混在 | ・半角数字ではなく、全角数字で統一 | 意見のとおり反映 | ・全角で統一 | — |
| | — | ・各セルは線なしで構成 | ・表には、各セルごとに線を入れる | 意見のとおり反映 | ・各セルごとに線を入れた | — |
| | 脚注 | ・脚注に用語の名称は無い | ・脚注部分にも、説明する用語の名称を入れる | 意見のとおり反映 | ・脚注にも、用語の名称を入れた | — |
| 目次 | <フローチャート> | ・(行動計画の進行管理(見直し等)について) | ・(行動計画の進行管理(見直し等)を行う)に修正 | 意見のとおり反映 | ・(行動計画の進行管理(見直し等)を行う)に修正 | ・他の()書きと同じように、「～をする」という形に合わせている。 |
| P1 | 1. ごみ処理問題に関する基本的な考え方と現状 | <p>「ごみ処理に関する問題は、私たちにあって最も身近な環境問題のひとつであり、資源の枯渇や地球温暖化など地球環境を守っていくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨ての消費社会から、ごみの減量や資源の有効活用を推進し、3Rを基本とした「循環型社会」への転換が求められ、本市においてもごみ減量・資源化は重要な課題となっています。</p> <p>こうした状況に対応するため、国においては、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する「循環型社会」という考え方のもと、その実現に向け平成12年度に循環型社会形成推進基本法を制定しました。</p> <p>これらを背景に、白井市では、印西地区環境整備事業組合で策定された「印西地区ごみ処理基本計画」(平成17年3月策定)で示された「排出抑制・資源化計画」の基本的かつ具体的指針として、ごみの減量化・資源化基本方針を平成20年に策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の構築を目指して取組みを進めています。</p> <p>家庭系排出量原単位は、平成18年度の582.9gをピークに減少傾向となり、平成25年度は、約500gまでの減量に成功しました。事業系排出量原単位では、平成12年度の345.1gをピークに、平成25年度で約197gまでの減量が実現できています。</p> <p>しかしながら、今後は更なる循環型社会への転換が求められており、新たな視点で計画を策定する必要があります。</p> <p>白井市においては、印西地区ごみ処理基本計画(平成26年3月改訂)に基づき、循環型社会形成推進基本法における優先順位の高い2R(リデュース:削減、リユース:再利用)を念頭に、「足るを知る」により無用な物を買わない、「もったいない」により物の再利用やごみの削減を実行して、市の特質に根ざした更なるごみ減量化・資源化を推進します。また、これらの推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働することにより、各種環境問題の解決と循環型社会の形成に地域として資するほか、ごみ処理経費の削減を図るとともに、快適で住み良い白井市のまちづくりを目指しています。」と表記</p> | <p>1. ごみ処理問題に関する基本的な考え方と現状を、以下のように全文を修正。</p> <p>「私たち市民にとって、ごみ処理に関する問題は最も身近な環境問題の一つであり、資源の枯渇や地球温暖化の進行による地球規模での環境問題が問われている現在、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄などの使い捨て消費社会から脱却することが求められています。</p> <p>本市においては、循環型社会の形成に向けて限りある資源の中で、ごみを出さない(発生抑制)、ごみとなる前の段階で再利用(リユース)、あるいは再生利用(リサイクル)する仕組みづくりを最優先に推進していきます。そのためにはこれまでのライフスタイルを転換することが重要な課題となっています。</p> <p>こうした課題に対応するため、わが国では平成25年に第三次循環型社会形成基本計画の改正(閣議決定)を行い、従来の廃棄物となる資源量に加え、その質に注目し、一層の環境負荷の軽減を図ることを明らかにしています。</p> <p>本市ではこれらを背景に印西地区環境整備事業組合で策定された「印西地区ごみ処理基本計画」(平成17年策定)に示された「発生抑制・資源化計画」の基本的かつ具体的指針として、ごみの減量化・資源化計画基本方針を平成20年度に策定し、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの役割分担と責務のもと、共生と協働による循環型社会の構築を目指して取組みを進めています。」に修正。</p> | (素案)に反映はしませんが、今後の参考とします | 以前の(素案) | <p>・修正意見1・2段目は、「ごみ問題が大きな問題であり、これまでの大量消費の社会から、3Rを基本とする循環型社会への転換が必要である」と論じており、以前の(素案)1段目と同じ構成である。</p> <p>・修正意見3段目は、「平成25年に第三次循環型社会形成基本計画の改正(閣議決定)」について論じているが、4段目に「本市ではこれらを背景に～ごみ減量化・資源化基本方針を平成20年度に策定し、～」とあり時系列が合わない。</p> |
| | | ・「3R」と表記 | ・1段落目、「3R(ごみの削減・再利用・再資源化)」に修正 | 意見のとおり反映 | ・「3R(ごみの削減・再利用・再資源化)」に修正 | ・3Rの注釈を入れることで、環境用語に馴染みのない人にも理解しやすくなっている |
| | | ・「約500gまでの減量に成功」と表記 | ・4段落目、「約500gまでの減量を達成」に修正 | 意見のとおり反映 | ・「約500gまでの減量を達成」に修正 | <p>・「500g」は目的ではないため、成功という言葉は適さない</p> <p>『達成』(意味) 成し遂げること</p> <p>『成功』(意味) 物事を目的どおりに成し遂げること</p> |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|--------------|---|---|--------------------------------------|---|---|
| | | <p>・「しかしながら、今後は更なる循環型社会への転換が求められており、新たな視点で計画を策定する必要があります。」と表記</p> <p>・「2R(リデュース:削減、リユース:再使用)を念頭に、「足るを知る」により無用な物を買わない、「もったいない」により物の再使用やごみの削減を実行して、市の特質に根ざした更なるごみ減量化・資源化を推進します。また、これらの推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働することにより、各種環境問題の解決と循環型社会の形成に地域として資するほか、ごみ処理経費の削減を図るとともに、快適で住み良い白井市のまちづくりを目指しています。」と表記</p> | <p>・「新たな視点で計画を見直しながら、様々な取組みを行う必要があります。」に修文。(しかしながらを削除。)</p> <p>・「優先順位の高い2R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用)を基本に、ごみを出さない、繰り返し使う、すなわち「もったいない」の意識高揚を図ることとします。また、その推進に当たっては市民・業者・行政が連携し、共生、協働することにより、循環型社会の形成に資するほか、無駄な行政経費を省くとともに、快適で住み良いまちづくりを目指します。」に修文。</p> | 意見のとおり反映 | <p>・今後は更なる循環型社会への転換が求められており、新たな視点で計画を見直しながら、様々な取組みを行う必要があります。」に修正</p> | <p>・しかしながらを削除。 ・循環型社会形成に向けて必要なのは、様々な取組みである。</p> |
| | | <p>・「市の特質に根ざした更なるごみ減量化・資源化を推進」と表記</p> | <p>・「市の特質に根ざした」を削除。</p> | 意見のとおり反映 | <p>・「更なるごみ減量化・資源化を推進」に修正</p> | — |
| | | <p>・「快適で住み良い白井市のまちづくりを目指しています。」と表記</p> | <p>・「白井市の」を削除。</p> | 意見のとおり反映 | <p>・「快適で住み良いまちづくりを目指しています。」に修正</p> | <p>・白井市の基本方針なので、削除しても文章として問題ない。</p> |
| | | <p>(脚注3) ・「平成12年度に制定された、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としている。」と表記</p> | <p>・脚注3「平成12年～目的としている。」の全文を、次のように修正。 「平成12年に制定された『循環型社会』の形成推進を目的とした基本法。本法により循環型社会の姿が明確に提示され、廃棄物の減量化のため、適正処理を行う優先順位を【1】発生抑制【2】再使用(リユース)【3】再生利用(再資源・リサイクル)【4】熱回収【5】適正処分、と初めて法律で定めた。(政府は、本法に基づき循環型社会形成基本計画を策定する。)」 ※()は、省略可。 (修正理由) 素案は、E/Cネットの環境用語のものをまとめたと考えられるが、この解説は廃棄物処理とリサイクルにのみ言及で肝心の発生抑制、再利用に言及が無く、専門家から修正すべしとの批判がある。従って、環境省ホームページの「本法の概要」を簡潔に要点を押さえ、修文したもの。</p> | <p>(素案)に反映はしませんが、今後の参考とさせていただきます</p> | <p>以前の(素案)</p> | <p>(以前の素案) ・循環型社会形成推進基本法の、「趣旨と目的」について説明している。 (修正後) ・循環型社会形成推進基本法の、「中身(適正処理を行う優先順位を決めたこと)と目的」について説明している。 ・法律の説明に関しては、「趣旨と目的」を説明することで統一とした。</p> |
| P2 | 2. 基本方針の位置付け | <p>・「ごみ減量化・資源化基本方針」は、「印西地区ごみ処理基本計画」(平成17年3月策定)で示されたごみの排出抑制及び資源化を実現するため～」と表記</p> | <p>・「発生抑制及び資源化」に修文。(5. これからの減量目標も同様。)</p> | <p>(素案)には反映しませんが、今後の参考とさせていただきます</p> | <p>以前の(素案)</p> | <p>・平成17年3月策定版には、第3章第1節に、「排出抑制及び資源化計画」と明記されていた。 ・平成26年3月策定版には、ページにより、排出抑制とも発生抑制とも表記され、用語が混在している。 ・本文では、「(平成17年3月策定)で示された～」とあるので、策定した年に合わせるならば、「排出抑制及び資源化計画」の方が好ましい。</p> |
| | | <p>・「基本的かつ具体的指針として策定、市におけるごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものとします。」と表記</p> | <p>・「基本的かつ具体的指針として策定し、～活用するものです。」に修文。</p> | 意見のとおり反映 | <p>・「具体的指針として策定し、市におけるごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものです。」に修正</p> | <p>・説明する文章なので、最後は「～です。」と言い切った方が分かりやすい。また、策定「し、」とした方が、前後の文章をつなぐうえで読みやすい。</p> |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|-------------------|--|---|-------------------------------|--|---|
| | 3. 計画期間 | ・「 次回改訂結果 を踏まえて～」と表記 | ・「次回」と「結果」を削除 | 意見のとおり反映 | ・「改訂を踏まえて～」に修正 | ・「次回」「結果」が削除されても文章として問題ない |
| | | ・「最終目標年度とし、最終目標に対する～」と表記 | ・「最終目標年度とします。なお、最終目標に～」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「最終目標年度とします。なお、最終目標に～」に修正 | ・「最終目標年度とします。」と一度文章を切ることで、中間目標年度の説明文章と区別でき、分かりやすくなっている。 |
| | | (目標年度設定の考え方) 【左上部分】 「中間目標年度とし、今計画目標を達成するための検証等を行います。」と表記 【右上部分】 「次回改訂結果」と表記 「平成35年度とし、今後に向けた新たな施策等の検討を行います。」と表記 【左下部分】 ・「35年度」と表記 【右下部分】 「今後に向けた新たな施策等の検討を行う。」と表記 | 【左上部分】 「中間目標年度とします。」に修文。(「今計画目標～」は削除。) 【右上部分】 「次回改訂結果」を「改訂」に修文。 「平成35年度とします。」に修文。(「今後に～」は削除。) 【左下部分】 「平成35年度」に修文。 【右下部分】 「 事業検証等 を行い、 次期基本方針 を策定する」に全文修文。 | 意見のとおり反映 | 【左上部分】 「中間目標年度とします。」に修正 【右上部分】 「次回改訂結果」を「改訂」に修正 「平成35年度とします。」に修正(「今後に～」は削除。) 【左下部分】 「平成35年度」に修正 【右下部分】 「 事業検証等 を行い、 次期基本方針 を策定する」に修正 | 【左上部分】 ・中間目標年度に行うことについては、左下にも表記しているため削除。 【右下部分】 ・平成35年度は、施策等の検討を行うのではなく、新しい基本方針の策定を行う年度である。 |
| P3 | 4. これまでのごみ排出量等の推移 | ・「家庭系廃棄物発生量の推移」と表記 ・「事業系廃棄物発生量の推移」と表記 | ・「家庭系 排出量 の推移」に修文。 ・「事業系 排出量 の推移」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「家庭系排出量の推移」に修正 ・「事業系排出量の推移」に修正 | ・タイトルに、「ごみ」排出量等の推移、とあるので、「廃棄物」の表記は不要である。 ・タイトルに、ごみ「排出量」等の推移、とあるので、表も「排出量」で統一している。 |
| P4 | 5. これからの減量目標 | ・印西地区ごみ処理基本計画を、「 印地 」と表現 ・「約2500万円のごみ処理経費が削減できると期待されます。」と表記 | ・「 印西地区 」と表現する。 ・「約2500万円のごみ処理経費が削減できる こと が期待されます。」に修文。 | 意見のとおり反映 (素案)に反映しません | ・印西地区ごみ処理基本計画を、「 印西地区 」と表現 以前の(素案) | ・主語が二つになるため。 |
| P5 | 6. 目標達成への行動計画 | ・「～を 始め 」と漢字で表記 | ・赤枠線の中、「優先的な取組みを はじめ 」(ひらがな)に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「優先的な取組みを はじめ 」に修正 | ・「始め」(漢字)には、「最初」という意味があり、優先的な取組みを最初に推進するかは分からないため、ひらがな表記としている。 |
| | ①生ごみの水切り | ・「約4.6%は生ごみ だった ことが分かりました。」と表記 | ・「約4.6%は生ごみ である ことが」に修文。 | 意見を修正して反映 | ・「約4.6%は生ごみ であった ことが分かりました。」と表記 ※P9、「約4.6%は生ごみ だった 」も同様に「約4.6%は生ごみ であった 」に修正 | ・過去の分析結果であるため。 |
| | | ・「仮に*2.5%の水切りができた場合」と表記 | ・「*2.5%」の「*」を削除。(他の重要項目でも同様。) | 意見のとおり反映 | ・「仮に2.5%の水切りができた場合」に修正 | ・「2.5%減量」の根拠説明である赤線枠を示すマークとして記載していたが、赤線枠を示していることが分かりづらく、また削除されても文章として問題ない。 |
| | | 【水切り仕方(一例)】 ○玉ねぎの皮など、はじめから乾いているものは、水分をきんでいるものと別にする。 ○野菜の皮むきが終わってから、野菜を洗う。 ○三角コーナーを使う場合は、傾けておき、一晚程度おいておく。 ○三角コーナーから取出した後は、上からペットボトルなどで押して水を切る。 ○新聞紙に包み、乾燥させてからごみとして出す。 | ・【水切りの仕方(一例)】に、「 〇二重バケツで水切りして出す。 」「 〇ビニール袋の底に小さな穴を5～6箇所空けて出す。 (その袋に水分の含まれるものを入れておけば、水気は以前より多く出る。)」を追加。 | (素案)には反映しませんが、今後の参考とさせていただきます | 以前の(素案) | ・新たな二つの取組みが、十分に水切りの効果があると認められるならば、現在あるどれか2つの一例を削り、改めて5つを選出したい。 ・基本的には、一般家庭で手軽に実践できる水切り方法を、一例として選出したい。 |
| P6 | ②資源物の分別徹底 | ・「約1.5%は資源物 だった ことが分かりました。」と表記 ・「仮に資源紙類の分別が」と表記 | ・「約1.5%は資源物 である ことが」に修文。 ・「仮に資源紙類の分別 を 」に修文。 | 意見を修正して反映 意見のとおり反映 | ・「約1.5%は資源物 であった ことが分かりました。」と表記 ・「仮に資源紙類の分別 を 」に修正 | ・過去の分析結果であるため。 ・「分別が、推進した場合～」と結果を表している ・「分別 を 、推進した場合～」と 行動 を表している ・市民が分別をした場合の説明なので、「を」に修正している。 |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|----------------------|---|--|---|--|--|
| | | ・表記なし | ・燃やすごみからプラスチック製容器包装類に。一例ですが、納豆の容器は食べた後容器のまわりがベタベタしているので、そのまま燃えるごみに入れていたようだが、容器はよく洗って、資源物の方に入れば良いことです。 | (素案)には反映しませんが、今後の参考とさせていただきます | ・表記なし | ・イメージしやすい内容なので、ごみ減量の講座等で、分別の一例として紹介していきたいと思えます。 |
| | ③マイバッグ・マイボトルの使用 | ・「仮に缶類の分別が」と表記 | ・「仮に缶類の分別を」に修正。 | 意見のとおり反映 | ・「仮に缶類の分別を」に修正 | ・「分別が、推進した場合～」と結果を表している ・「分別を、推進した場合～」と行動を表している ・市民が分別をした場合の説明なので、「を」に修正している。 |
| | | ・「天然資源の有効利用や温室効果ガスの削減のためにも、水筒等のマイボトルを活用していきましょう。」と表記 | ・前文に、「燃やすごみと資源物を適正に分別し、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。また、」を追加。 | 意見のとおり反映 | ・「燃やすごみと資源物を適正に分別し、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。また、天然資源の有効利用や温室効果ガスの削減のためにも、水筒等のマイボトルを活用していきましょう。」に修正 | ・②資源物の徹底と同じように、「ごみの減量化・資源化を推進しましょう。」という文章を入れている。 |
| | | ・表記なし | ・レジ袋を使わない。特に一部スーパーでは、マイバッグを持って買い物に行った場合、一回の買い物でポイントがもらえる。 | 今後の課題項目として、市の取組み⑧ごみ減量等推進への課題の調査・研究に反映済み | (市の取組み⑧)ごみ減量等推進への課題の調査・研究 「〇マイバッグ・マイボトル使用啓発、エコポイント・ノーレジ袋デーの導入」に反映済み | ・市の取組み⑧ごみ減量等推進への課題の調査・研究の「〇マイバッグ・マイボトル使用啓発、エコポイント・ノーレジ袋デーの導入」に反映している。 |
| P7 | ④物品・食材等の購入は必要最小限に | ・『「 足るを知る 」により、 無用 なものを買わないよう心がけます。』と表記 | ・最初の「足るを知るにより～」を、「 ごみを出さないように、余計なものは買わないように心がけます。 」に修正。 (修正理由) 「足るを知る」は削除。意味は「身の程をわきまえて、むやみに不満を持たない」故事にならう老子の「足るを知る者は富む」とあり、一般向けの用語としては不適切。 | 意見を修正して反映 | ・『「足るを知るにより」、 余計 なものは買わないよう心がけます。』に修正 ※P1、「足るを知るにより無用な物を買わない」も同様に「足るを知るにより余計なものは買わない」に修正 | ・「足るを知る」は、一般向けの用語とは言い難いが、脚注にて説明をしているので、内容の把握は可能である。 (足るを知る)「日常生活に必要とされる量や程度を適正に知ることにより、必要以上に物を求めないこと。」 (以前の素案を訳すと) ・「必要以上に物を求めないことにより、役に立たない物は買わない」という意味になる。 (修正案を訳すと) ・「ごみを出さないように、必要以上の物を買わない」という意味になる。 『無用』(意味) 役に立たないこと 『余計』(意味) 必要より多いこと |
| P8 | ⑥資源回収運動団体への参加 | ・「ごみの減量化・資源化に対する意識の向上を図り、資源の有効利用を進めるため、小・中学校PTA、自治会及び子供会等の団体が資源回収を実施した場合、その団体に対して奨励金を交付しています。」と表記 | ・「ごみの減量化・資源化に対する意識の 高揚 を図り～」に修正。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・「減量化等に対する意識を、より良くすぐれた状態に向かうように図る」ため。 『向上』(意味) より良い方向、すぐれた状態に向かうこと 『高揚』(意味) 精神や気分が高まること |
| P9 | ⑦生ごみ処理容器等の活用 | ・「密閉容器」と表記 | ・【各処理容器等の特徴】の中にある「■密閉容器」を、「■密閉容器(バケツ)」に修正。P10の図も併せて修正。 | 意見のとおり反映 | ・「密閉容器(バケツ)」に修正 | ・「密閉容器(バケツ)」と表記しているので、イメージしやすい。 |
| — | (新規追加) | ・表記なし | ・⑦生ごみ処理器等の活用のあとに項目⑧を追加 ⑧一般家庭の庭、垣根から排出される枯れ草、剪定枝等の資源化 家庭から排出される枯れ草、剪定枝等は粉砕、チップ化し、堆肥またはガス化発電などの原料に資する。 | 今後の課題項目として、市の取組み⑧ごみ減量等推進への課題の調査・研究に修正して反映 | 「〇家庭から排出される剪定枝等の、資源化や効率的な収集方法」に修正して反映 | ・「家庭から排出される枯れ草や剪定枝等を粉砕・チップ化～」とあるが、粉砕・チップ化する貸出器具等が現在は無い。収集して一括でチップ化するにしても、剪定枝だけを収集する収集形態が現在無い。 しかし、剪定枝等の資源化はごみの減量化・資源化に大きく寄与すると思われるので、「⑧ごみ減量等推進への課題の調査・研究」の一例に取り入れた。 |
| P10 | ⑩廃食油のリサイクル | ・「家庭から排出される廃食油」と表記 | ・「家庭から排出される廃食油(植物性)の」に修正。(P18の⑤廃食油資源化促進も同様。) | 意見のとおり反映 | ・「家庭から排出される廃食油(植物性)」に修正 ※P18、「廃食油」も同様に「廃食油(植物性)」に修正 | ・動物性の油は回収していないため。 |
| P13 | 市民の取組みの行動ガイドライン(まとめ) | ・「快適で住み良い 白井市 の まちづくり を 目指す ために、その取組み に向けた 基本的な方針を定めたものです。」と表記 | ・「快適で住み良い まち を 築く ために、その取組みの～」に修正。 | 意見のとおり反映 | ・「快適で住み良い まち を 築く ために、その取組みの 基本的な 方針を定めたものです。」に修正 | ・白井市の基本方針なので、「白井市」は削除。 ・快適な「まちを築く」ための基本方針である。 ・「取組みそのもの基本方針」を定めたものである。 |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|--------|----------------------------|--|--|-------------------------------|---|--|
| | | ・「ごみの減量化・資源化の推進を 実現させる ために一番大切なことは、」と表記 | ・「ごみの減量化・資源化の推進に一番大切なことは、」に修文。(「を実現させるため」を削除。) | 意見のとおり反映 | ・「ごみの減量化・資源化の推進に一番大切なことは、」に修正 | ・「推進させるのに一番大切なこと」を説明しているので削除。 |
| P14 | ②ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進 | 【ごみの減量方法(一例)】 「会議・イベント等の飲食物には、リユース食器を励行しましょう。」と表記 | ・【ごみの減量方法(一例)】の1行目、「リユース食器を励行しましょう」を「リユース食器を 使用 しましょう」に修文。(他の「～に努めましょう」も「～しましょう」に修文。) | 意見のとおり反映 | ・「会議・イベント等の飲食物には、リユース食器を使用しましょう」に修正 ※(P15・16、「～に努めましょう」等も「～しましょう」に修正) | ・文章の中に「～推進の実施に努めましょう」とあるので、一例として、そのために「～という取組みをしましょう」という形にしている。 |
| | | 「〇マイ箸、マイカップ、マイバッグを使用しましょう。」と表記 | ・【ごみの減量方法(一例)】の3行目、「〇マイ箸、マイカップ～」の中、マイバッグの後に「マイボトル」を追加。 (修正理由) 事業者も日常業務、会議等でマイボトルを活用し、空き缶、空ペットボトルの発生抑制に努めるべき。 | 意見のとおり反映 | ・「〇マイ箸、マイカップ、マイバッグ、 マイボトル を使用しましょう。」に修正 | - |
| P15 | ③減量計画書の作成 | ・『「提出しなければならない。」と されています。 』と表記 | ・1段落目、「とされています。」を「 としています。 」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・『「提出しなければならない。」 としています。 』に修正 | ・条例で、「提出しなければならない」と市自身が定めているのに、「提出しなければならない、と されている 」は違和感がある。 |
| | | ・「プラスチック容器包装類」と表記 | 【資源物の分別徹底】 ・「プラスチック 製 容器包装類」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「プラスチック 製 容器包装類」に修正 | - |
| P15～16 | ④業種別の行動ガイドライン | ・「〇梱包材等に使用する資材を簡素化・再利用・リサイクルに努めましょう。」と表記 | 【運輸・通信業】 ・「リサイクル」を「 再資源化 」に修文。(他、【飲食店・ホテル】も同様。) | 意見のとおり反映 | ・「〇梱包材等に使用する資材を簡素化・再利用・再資源化に努めましょう。」に修正 | ・単体の用語でなく、「削減・再利用・再資源化」等、3Rの説明に依っている部分については、漢字表記で統一している。 |
| | | ・「〇原材料の調達・製造・輸送・販売等の各段階において、省エネルギーや廃棄物の 発生抑制 ・再利用・再資源化等で環境負荷低減に努めましょう。」と表記 | 【製造業】3行目 ・「発生抑制」を「 削減 」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「〇原材料の調達・製造・輸送・販売等の各段階において、省エネルギーや廃棄物の 削減 ・再利用・再資源化等で環境負荷低減しましょう。」に修正 | ・3Rに倣い、「削減・再利用・再資源化」にしている。 |
| | | ・「〇適正な在庫管理を徹底しましょう」と表記 | ・【飲食店・ホテル】の3行目、「〇適正な～」の前に、「賞味期限・消費期限の理解を的確にする等、」を追加。 (修正理由) 1/3ルールも見直され、追記部分は、適正な在庫管理の基本であるから。 | 意見を修正して反映 | ・「〇 賞味期限・消費期限を的確に理解する等 、適正な在庫管理を徹底しましょう」に修正 | 『的確』(意味)間違いがないこと |
| | | ・「簡易包装を心がけ、発泡スチロールの使用量を削減しましょう。」と表記 | 【卸売業・小売業】 ・「発泡スチロール」の後に「 包装紙等 」を追記。 | 意見のとおり反映 | ・「簡易包装を心がけ、発泡スチロール や包装紙等 の使用量を削減しましょう。」に修正 | ・発泡スチロールだけでなく、その他包装紙等の使用量も削減する。 |
| P16 | ⑤消費者が使用等した後、ごみとならない物の優先販売 | ・「飲料物等はリターナブル(繰り返し使える)容器を 優先して販売 し、高齢化社会に伴い需要が増えてきた食材・生活用品等の宅配にあたっては、通い箱の使用に努めましょう。」と表記 | ・「容器を優先した 販売 や」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「飲料物等はリターナブル(繰り返し使える)容器を優先した販売や、高齢化社会に伴い需要が増えてきた食材・生活用品等の宅配にあたっては、通い箱の使用に努めましょう。」に修正 | - |
| | ⑥公共施設及び梨農家等から排出される剪定枝等の資源化 | ・『公共施設及び 梨農家等 から排出される 剪定枝等 の資源化』と表記 | ・「公共施設及び 農家 、梨農家から排出される 枯れ草 、剪定枝等の資源化」に修文。(P18④公共施設及び梨農家等から排出される剪定枝等の資源化も同様。) | 意見を修正して反映 | ・『「 梨農家等 」から排出される「剪定枝・枯れ草等」の資源化』と表記 | ・梨農家等に農家は含む。 ・例示が増えた分、具体的なイメージがしやすい。 |
| P17 | ～市の取組みの周知方法及び検討内容について～ | ・「市の各取組みにおける周知の方法及びその検討内容については、各取組みに応じ以下のように実施します。」と表記 | ・文頭に、「 市の役割は、情報提供・普及啓発が基本ですから、 」を追記。 (修正理由) 市の役割を明確にし、市民に行政への過度な期待を回避いただく必要から。自助・共助・公助を明確に。 | (素案)には反映しませんが、今後の参考とさせていただきます | 以前の(素案) | ・以前の(素案)の内容でも、特に問題となる表現ではないため。 |
| | | ・「特に実施する周知等」と表記 | ・「 特別 に実施する周知等」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「 特別 に実施する周知等」に修正 | - |
| | ①水切りの啓発 | ・「家庭から排出される、生ごみの水切りについて 啓発 を徹底します。」と表記 | ・「家庭から排出される、生ごみの水切りについての 徹底 を図ります。」に修文。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・市の取組みとしては、啓発を徹底するため。 |
| | | ・「各種説明会等にて、水切り効果及びそのやり方について説明を行うとともに、」と表記 | ・「各種説明会・ 講演会等 にて」に修文。(他、②資源物の分別徹底の啓発も同様。) | 意見のとおり反映 | ・「各種説明会・講演会等にて、水切り効果及びそのやり方について説明を行うとともに、ごみ減量への意識啓発を行います。」に修正 | - |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|----------------------------|--|--|--|---|---|
| P18 | | ・「ごみ減量化への意識啓発を行います。」と表記 | ・「ごみ減量化への意識 高揚 を図ります。」に修文。(②資源物の分別徹底の啓発も同様。) | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・市の取組みとしては、意識啓発を行うため。 |
| | ②資源物の分別徹底の啓発 | ・「家庭から排出される、資源紙類及び、プラスチック製容器包装類の分別について啓発を徹底します。」と表記 | ・「～プラスチック製容器包装類の分別の 徹底 を図ります。」に修文。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・市の取組みとしては、啓発を徹底するため。 |
| | ③マイバッグ・マイボトルの啓発 | ・「講座、説明会、店頭等において、マイバッグ・マイボトル使用の啓発及び啓発の協力依頼を行うことについて検討します。」と表記 | ・「啓発及び 事業者等 へ啓発の協力依頼を～」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「講座、説明会、店頭等において、マイバッグ・マイボトル使用の啓発及び 事業者等 へ啓発の協力依頼を行うことについて検討します。」と表記 | ・マイバッグ等の使用啓発は「市民向け」の取組みであり、啓発の協力依頼をするのは「事業者向け」の取組みであるため。 |
| | | ・表記なし | ・「なお、市は率先して、会議等での資料を入れる封筒の配布や、飲料の提供を差し控え、マイバッグ・マイボトルの普及に努めます。」を追記。 (修正理由) 市が行う、具体的行動の記載が少ないため。市の会議等に出席される方は本市におけるオピニオンリーダーであることから、先ず隗より始めよ、何よりの普及啓発となる。 特にペットボトルのリサイクルは、①廃ペットボトルから新ペットボトルへの再生は0%と少ないこと、②廃ペットボトルは大部分0%が繊維等の原料とされ、それらは1度再生利用されても次は廃棄物となってしまうこと、③廃ペットボトルは、一般廃棄物処分者、広域市町村組合(ひいては本市)のリサイクル費用の負担が大きいこと等から、そのあり方が問題となっている。従って、市の会議では率先してペットボトル入りの飲料を差し控えることが重要と考える。 ※0%等については、別添「(素案) P18 ③マイバッグ・マイボトルの啓発への意見に関する資料」を参照してください | 意見のとおり反映 | ・「なお、市は率先して、会議等での資料を入れる封筒の配布や、飲料の提供を差し控え、マイバッグ・マイボトルの普及に努めます。」を追記 | ・支出を抑える点で、好ましい取組み。封筒は資料が多量にある場合に、飛散や紛失を防ぐ意味合いもあって提供している。また、飲料の提供そのものを無くすことは困難だが、ペットボトルに代わる形で飲料の提供は大いに検討価値がある。例えば、ドリンクサーバーでお茶の水出しを作り、リユースが可能なコップに注げば、ごみの減量化及び支出の抑制につながる。今後、やり方等の調査研究していき、ごみの減量化に努めていきたい。 ※総務課・財政課協議済み |
| P19 | ④公共施設及び製農家等から排出される剪定枝等の資源化 | ・「公共施設及び製農家等から排出される剪定枝等の資源化」と表記 | ・「公共施設及び製農家等から排出される剪定枝等の資源化の 啓発 」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「公共施設及び製農家等から排出される剪定枝・枯れ草等の資源化の 啓発 」に修正 ※「枯れ草等」を加える | ・取組み内容は啓発なので、タイトルを合わせる。 |
| | ⑤不用品再利用事業の啓発 | ・「印西市環境整備事業組合及び組合構成団体(印西市、白井市、栄町)間で不用品情報 コーナー の共有化を検討します。」と表記 | ・「不用品情報の共有化を～」に修文。(「コーナーの情報」を削除。) | 意見のとおり反映 | ・「印西市環境整備事業組合及び組合構成団体(印西市、白井市、栄町)間で不用品情報の共有化を検討します。」に修正 | ・コーナーの情報ではなく、不用品情報そのものを共有するため。 |
| | ⑨生ごみ堆肥化講座の開催 | ・「生ごみ処理容器等を利用した上手な生ごみ堆肥の作り方や、その活用方法を学べる講習会を開催、～」と表記 | ・「学べる講習会を開催し」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「生ごみ処理容器等を利用した上手な生ごみ堆肥の作り方や、その活用方法を学べる講習会を開催し、～」に修正 | - |
| | | ・「その周知を図ります」と表記 | ・「その周知を図ります」を「 堆肥化・減量化等 の周知を図ります」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「堆肥化・減量化等の周知を図ります。」に修正 | - |
| | ・表記なし | ・「～の周知を図ります。」の後に「 また、先進地の生ごみ堆肥化施設を見学し、意見交換や堆肥化の現状を学ぶ機会を設ける。 」を追記。 | 今後の課題項目として、市の取組み⑨ごみ減量化等推進への課題の調査・研究に修正して反映 | 市の取組み⑨ごみ減量化等推進への課題の調査・研究 ・「〇生ごみ堆肥化施設の先進地を見学し、意見交換や堆肥化の現状を学ぶ機会を設ける」に修正して反映 | ・現在は、先進地の見学等ができる体制が整っていないので、⑨の調査・研究の一例として反映。 | |
| | ⑩ごみ処理施設見学会の開催 | ・「ごみ焼却場、リサイクル工場等の施設見学会を開催し、その周知を図ります。」と表記 | ・「その周知を図ります」を「 ごみの減量化・資源化等 の周知を～」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「ごみ焼却場、リサイクル工場等の施設見学会を開催し、堆肥化・減量化等の周知を図ります。」に修正 | - |
| | ⑭学校教育等への協力と取組み | ・「ごみ問題やリサイクルをテーマにした授業に対して～」と表記 | ・「ごみ問題やリユース(再使用)・リサイクル～」と修正。 (修正理由) 本基本方針は、最近の学識経験者や国の行政が循環型社会形成推進基本法の原点に立ち返り、2R優先であることを踏まえ、それを基盤に構築してきたことから、リユースを追記し、リユースの言葉が定着していないことから、再使用を()書きとする必要がある。なお、リサイクルはエネルギーの消費が必要で、その過程及び最終段階で廃棄物が発生する。 | 意見を修正して反映 | ・「ごみ問題やリサイクル等をテーマにした授業に対して～」に修正 | ・「等」を用いて、リユースの他、様々なテーマを対象とする。 |

ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)(素案)に対する意見修正一覧表

| ページ番号 | 項目 | 以前の(素案) | 修正意見 | 修正意見に対する対応 | H26.10.23時点での(素案) | 備考 |
|-------|---------------|--|--|-------------|--|--|
| | | ・「資料の提供や説明、 施設見学 等を実施し積極的に協力する。」と表記 | ・「～資料の提供や説明、 ごみ処理施設の見学 等を」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・『ごみ問題やリサイクルをテーマにした授業・課外活動等に対して、資料の提供や説明、 ごみ処理施設の見学 等を実施し積極的に協力する。』に修正 | — |
| P20 | ⑩生涯学習への協力 | ・「ごみ問題やリサイクルをテーマにした授業に対して～」と表記 | ・「ごみ問題やリユース(再使用)・リサイクル～」と修正。 (修正理由) 本基本方針は、最近の学識経験者や国の行政が循環型社会形成推進基本法の原点に立ち返り、2R優先であることを踏まえ、それを基盤に構築してきたことから、リユースを追記し、リユースの言葉が定着していないことから、再使用を()書きとする必要がある。なお、リサイクルはエネルギーの消費が必要で、その過程及び最終段階で廃棄物が発生する。 | 意見を修正して反映 | ・「ごみ問題やリサイクル等をテーマにした授業に対して～」に修正 | ・「等」を用いて、リユースの他、様々なテーマを対象とする。 |
| | ⑩ポイ捨て禁止活動 | ・「〇白井駅前・西白井駅前・北環状線等において、ポイ捨て禁止の啓発活動を行います。」と表記 | 【ポイ捨て禁止活動(一例)】 ・「白井駅前 広場 ・西白井駅前 広場 ・ 県道北環状線 」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「〇白井駅前 広場 ・西白井駅前 広場 ・ 県道北環状線 等において、ポイ捨て禁止の啓発活動を行います。」に修正 | ・「駅前 広場 」「 県道北環状線 」とあり、駅前のごまのか分かる。また、北環状線を知らなくても、「 県道 」と表記があるので、道路のことだと分かるため。 |
| P21 | ⑫減量計画書作成の徹底 | ・「③減量計画書作成の徹底」と表記 | ・タイトルを「減量計画書の 依頼と徹底 」に修文。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条第1項により、「多量排出事業者は、計画書を作成し、市長に提出しなければならない。」とある。多量排出事業者の「義務」であるため。 |
| | | ・「一定規模以上の事業者(多量排出事業者)には、減量計画書の作成を徹底させます。～」と表記 | ・内容を「～には、減量計画書の作成を 依頼し、その徹底を図ります。 」に修文。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | |
| | | ・「また、多量排出事業者以外の事業者に対しても指導を実施します。」と表記 | ・「指導を実施します。」を「協力を要請します。」に修文。 | 意見のとおり反映 | ・「また、多量排出事業者以外の事業者に対してもごみの減量化・資源化等の協力を要請します。」に修正 | ・白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条第3項により、多量排出事業者が作成する計画書に対しては、市は調査及び指導ができる。しかし、多量排出事業者以外の事業者に対しては、指導する権限がないため、減量の協力を要請するとしている。 |
| P23 | ⑳生ごみ堆肥化の調査・研究 | ・「農業者や堆肥化事業者等と連携して、生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量が推進され、有機農業の振興に繋がることが期待されます。」と表記 | ・「～ごみの減量が 図られ 、有機農業の～」に修文。 | (素案)に反映しません | 以前の(素案) | ・ごみの減量を推し進めるため。 『推進』(意味) 目標に向かって前に押し進めること 『図る』(意味) ある動作が実現するよう、計画を立てたり、努力すること |
| P27 | 了。行動計画の活用方法 | ・『本行動計画は、ごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものです。』と表記 | ・「本行動計画は、～」の後に「 減量目標達成のための取組みについて示したもので、 」を追記。 | 意見のとおり反映 | ・『本行動計画は、 減量目標達成のための取組みについて示したもので、 ごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものです。』に修正 | ・この行動計画が、何のために取組みについて示したもののなかを明確にしている。 |